

No. 28 田原市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
上下水道部 下水道課		0531-23-3525	内線2283	0531-22-3184
住所	〒441-3492 田原市田原町南番場30-1		担当者氏名	中川
URL	http://www.city.tahara.aichi.jp/		E-mail	gesui@city.tahara.aichi.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域
5 人 槽	332,000	—
7 人 槽	414,000	—
10 人 槽	548,000	—

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象となる
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象となる

(2) [令和8年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
6	3	1					10

前年度実績基数 (8基)

(3) [補助対象地域]

- ・ 次に定める区域を除く区域
 - ① 下水道法に基づく公共下水道事業認可区域
 - ② 農業集落排水事業整備区域
 - ③ その他市長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ① 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するものであり、下表第1に掲げる性能要件を満たすものであること

※表1（第2条関係）

性能要件：下記の消費電力基準以下であること

(単位 W)

人槽区分	通常型	高度処理型 (BOD10mg/l以下)	高度処理型 (りん除去型)
5 人 槽	39	53	83
7 人 槽	55	75	90
10 人 槽	75	102	157

- ② 専用住宅 居住を目的とした住宅又は居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（居住の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③ 市税を滞納している者
- ④ 既に浄化槽を設置している者で、その付け替えとして浄化槽を設置するもの
- ⑤ 要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けた者
- ⑥ 11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑦ その他市長が不適当と認めた者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省、建設省令第1号）様式第1号）の写し又は確認済証（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5号様式）の写し
- ② 設置場所の案内図及び排水経路図
- ③ 事業費見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- ④ 国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑤ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

- ⑥専用住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ⑦市税を滞納していないことを証する書類（申請の日前1月以内に発行されたものに限る）
- ⑧浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前の資格を取得した浄化槽設備士にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習を修了したことを証する書類の写し）
- ⑨既存のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図（転換の場合）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（8）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕

- ・提出期限：補助金にかかる事業完了後速やかに提出。最終提出日は当該年度の2月末日とする
- ①補助金に係る経費の請求書の写し及び領収書の写し
- ②浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ③浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
- ④工事施工の写真
- ⑤工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑥浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑦設置後の排水経路図
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください